平成２８年（フ）第３５２７号
大阪府東大阪市御厨１丁目２番８－203号
債務者　瀧　　由美
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９０９号
大阪府茨木市豊川５丁目１番５－406号
債務者　近藤　奈々
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６７４４号
東京都練馬区関町南４丁目22－４－305
債務者　鎌田　　弘
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７４５号
東京都立川市富士見町２丁目32－29－305
債務者　内藤　雅一
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７７７号
東京都杉並区上高井戸１丁目23－４－206
債務者　福田　和明
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第７５１号
名古屋市中区千代田５丁目11番35号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中区千代田５丁目８番３号
破産者　有限会社割烹博多
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８号
埼玉県加須市諏訪２丁目２番９号
破産者　有限会社森永塗装
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第５４３号
横浜市西区楠町５番地５－302号
破産者　株式会社ドライブ
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６６６号
横浜市港南区上永谷５丁目２番26号
破産者　有限会社大木商店
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１４６号
横浜市神奈川区片倉町766番地10
破産者　株式会社宮川建設
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７６号
金沢市東力１丁目11番地
破産者　有限会社アクト
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４３０号
岐阜県本巣市下真桑322番地１
破産者　株式会社賃貸管理
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１８号
熊本県天草市船之尾町９番14号
破産者　株式会社Ｒ・Ｙ企画
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第２６９号
相模原市南区相武台団地２丁目７番３－43号、商業登記簿上の本店所在地川崎市宮前区菅生２丁目25番12号
破産者　有限会社テクニカル・イー・シー
1　破産債権の届出期間　平成28年10月19日まで
2　一般調査期日　平成28年10月25日午後４時
平成28年９月21日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１４４号
福井市東天田町第11号32番地
破産者　石田　直人
1　破産債権の届出期間　平成28年10月24日まで
2　一般調査期日　平成28年11月８日午前11時
平成28年９月27日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４３９号
広島県東広島市福富町下竹仁1221番地２
破産者　藤賀　千晴
1　破産債権の届出期間　平成28年10月24日まで
2　一般調査期日　平成28年12月２日午前11時
平成28年９月23日
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２５４号
仙台市泉区七北田字八乙女１番地の１　リーベスト八乙女318
破産者　株式会社エアプラン
1　破産債権の届出期間　平成28年10月26日まで
2　一般調査期日　平成28年11月21日午後１時40分
平成28年９月26日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２７５４号
大阪市平野区加美北５丁目２番44号
破産者　株式会社佐野木工
1　破産債権の届出期間　平成28年10月27日まで
2　一般調査期日　平成28年12月２日午後２時30分
平成28年９月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８７０号
（最後の住所）大阪府豊能郡豊能町新光風台５丁目33番地の６
破産者　被相続人亡森下見治相続財産
1　破産債権の届出期間　平成28年10月28日まで
2　一般調査期日　平成28年12月22日午後２時30分
平成28年９月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０３６号
大阪府枚方市楠葉中町35－22
破産者　有限会社ライフライン
1　破産債権の届出期間　平成28年10月31日まで
2　一般調査期日　平成28年12月５日午後２時30分
平成28年９月26日
大阪地方裁判所第６民事部